

インドへ商標出願する際に、1つのクラスで、 インドで使用している商品と使用していない商品 が混在する場合の実務

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 415

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

インドへ商標出願する際に、1つのクラスで、 インドで使用している商品と使用していない商品が混在 する場合の実務

バパット・ヴィニット¹（担当：五味²）

質問：

2017 年商標規則改正により、すでに使用している商品を記載して商標出願する場合、使用開始日等を記載した嘆願書および使用証拠の提出についての規定が追加されました。インドへ商標出願する際に、1つのクラスに既にインドで使用している商品と使用していない商品が混在している場合、現地代理人に出願依頼をどのようにすればよろしいでしょうか？

回答：

インド商標出願において、使用に基づく出願の場合、指定商品・役務は使用している商品・役務に限られます。

使用している商品・役務と使用していない商品・役務が混在している場合は、ヒアリング時などに管理官から使用していない商品・役務の区分の削除を求められる可能性があるため、使用意志に基づいて出願することをお勧めします。

使用意志に基づく出願の場合でも、一部の指定商品・役務において使用がある場合は、ヒアリング時などに使用の証拠を提出して強い使用意志があることを示すことが可能です。

¹ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

² 株式会社サンガム IP、東京・日本